

令和8年度  
令和5年9月1日施行

## 立川市立第六小学校「いじめ防止基本方針」

改正①平27. 12. 24②平29. 3. 29  
③平30. 3. 26 ④平31. 3. 31  
⑤令 5. 8. 31

立川市では、平成26年5月30日に「立川市子どものいじめ防止条例」を公布しました。その中で、各学校において、いじめ防止のための基本方針を策定し、いじめ防止等に組織的に取り組む校内体制を整えることが義務付けられています。

立川市立第六小学校では、全ての子どもが元気に楽しく安心して学校生活を送ることができる学校の創造を目指し、いじめ防止のための基本方針をまとめました。

### 1 基本理念

いじめは決して許されない行為であるとともに、いじめは誰にでも起こりうるものであるとの認識をもって、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にするとともに、互いに尊重し合う社会を実現するため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの防止に取り組む。

また、学校は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処等に組織的に取り組むために、校内体制を整え、子どもが安心して相談できる環境を整える。

### 2 基本方針改訂の意義

「生徒指導提要（文部科学省 令和4年12月）（以下、同提要）」が改訂され、「いじめ防止対策推進法 第1条」が目指すところを踏まえ、同法の基本的な方向性

- ・社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと
- ・重大事態への対処（背景調査を含む）において公平性・中立性を確保すること

と、そのことを踏まえて各学校に義務付けられた

- ①いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
- ②いじめ防止のための実効性のある組織の構築
- ③未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

を踏まえ、立川市立第六小学校では、新たないじめからも子どもの命を守り、子どもの人権を守るため、基本方針を改訂する。

### 3 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、全ての子どもに関する問題であり、どの学校でも起こるという認識の下、学校は、日常的にいじめの未然防止や、早期対応に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決する必要がある。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、重大事案の予兆を感じ取り、即対応できるよう、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめの防止に取り組む。

#### (1) いじめに関する子どもの理解を深める

子どもがいじめについて深く考え理解するために、特別の教科 道徳の時間、学級活動、児童会活動による主体的な取組を通して、子どもに「いじめは絶対許されない」ことを自覚させ、行動するように促す。また、学級等における集団の秩序を確立し、閉塞感をもたせないようにするなど、前向きかつ主体的に学ぶ集団づくりを進めるとともに、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

#### (2) いじめから子どもを守る

いじめに関する情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子どもが安心して学校生活を送ることができるように、家庭との連携の下、いじめられた子どもを組織的に守っていく。軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、学校として組織的に対応する。

#### (3) 校長がリーダーシップを発揮し、教職員が一丸となって取り組む

いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るために、教職員にいじめを察知し、的確に指導できる力を身に付けさせるとともに、校長のリーダーシップの下、校内でいじめ対策委員会を設置し、指導体制を確立して、いじめ解決のための方策を立て、全職員で組織的な取組を迅速かつ適切に行い、いじめの解決を図る。

#### (4) 幼児教育におけるいじめ未然防止の取組

幼児期の教育においても、発達段階に応じて、幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼稚園・保育園等と小学校・中学校が連携を密にし、小学校は、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめ未然防止に係る取組を企画・提案する。

#### (5) インターネット上のいじめ防止の取組

児童がインターネット上のいじめに巻き込まれないようにするため、情報モラルを身に付けさせるための教育を充実させる。また、インターネット上のいじめを防止するための啓発を進めるとともに、インターネットや携帯電話、スマートフォン等によるSNSの利用状況等に関する調査を行い、その結果を分析して、いじめ防止に資する。

## 4 学校の取組

### 学校における取組

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、市条例第9条第2項の規定により基本方針を参酌し、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。策定にあたっては、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定（令和元年5月24日改定）」も参考にするものとする。

また、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のためのマニュアルを定めるなど、学校としての組織的、計画的な取組を示すとともに、定期的にチェックリストによる振り返りを行うなど、常に見直しを図っていくものとする。

#### (2) 具体的ないじめの防止等に関する取組

学校は、市と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていくとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

#### ① 未然防止

○いじめ防止に関わる教員の研修、生活指導（児童理解）研修の実施

○いじめ防止のための学校いじめ対策委員会（本校における児童支援委員会。以下、児童支援委員会と表記する。）における現状についての共通理解（校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、関係学年主任、学級担任、養護教諭等）

○相談体制の整備

・スクールカウンセラーによる授業参観

○いじめに対応する時間を確保するため、学校の指導體制の整備を推進するとともに、教員の業務負担の軽減を図る。

○学級でのいじめ理解の取組・いじめ防止標語（人権標語）の作成

・各学級においていじめを理解するための話し合いを行い、いじめ防止標語（人権標語）の作成をする。

・全児童が作成したいじめ防止標語（人権標語）を、教室又は教室前廊下に掲示する。

・各学級で選出された標語を、全校朝会において発表し、校内に掲示する。

・教育活動全体を通して、児童が主体的に考え、適切に判断し、行動できる力を培う。児童がいじめの問題について議論するなど、いじめの防止に資する活動を行う。

○弁護士によるいじめ防止授業（5年）の実施

・いじめには「いじめを受ける」「いじめを行う」「いじめをはやしたてる」「いじめを傍観する」の4つの立場があること等について具体的な事例を基に学ぶ。

- ・5年児童は、弁護士によるいじめ防止授業で学んだこと、考えたこと、これから行っていきたいことを、全校朝会で発表する。

## ② 早期発見

### ○相談窓口（スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター）

- ・相談窓口が開いていることを知らせる掲示
- ・5年児童全員とのスクールカウンセラー面談
- ・児童支援委員会の報告を参考にした個別面接の実施

### ○「ふれあい月間」いじめ解消・暴力根絶に関わるアンケートの実施（各学期1回）

- ・各学期に1回、いじめ解消・暴力根絶に関わるアンケートを全児童対象に実施する。
- ・担任は、アンケートの記載内容について、児童一人一人に聞き取りを行い、校長、副校長に報告し、対応について検討する。
- ・聞き取りの内容から必要に応じて、校長・副校長が児童に聞き取りを行う。
- ・生活指導主任が学級担任から回収したアンケートを集めて校長へ渡し、5年間保管する。

## ③ 早期対応

### ○いじめを疑われる行為を発見した場合

- ・関係する児童及び状況を知っている保護者、地域の方などから事情を聞き取る。
- ・いじめを受けた児童及びいじめについて報告した児童に対する、多くの教員による見守り及びスクールカウンセラー等によるケアを進める。
- ・いじめを受けた児童の保護者との連携を進める。
- ・いじめを行った児童への必要な指導・対応を速やかに行うとともに、いじめを行った児童の保護者に事実を報告し、ともに解決に向けた取り組みを進める。スクールカウンセラーや担任による聞き取りとケアを行う。
- ・いじめが疑われる行為を発見した場合、速やかに児童支援委員会（校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、関係学年主任、学級担任、養護教諭等）を実施し、指導方針及び指導体制を明確にし、全校職員の共通理解のもと、役割を明確にして取り組む。
- ・いじめた児童・生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で適切な指導を行う。出席停止の措置を行うことも考えられるが、その際は、出席停止の期間における学習への支援などの教育上必要な措置を講じ、当該児童・生徒の立ち直りを支援する。

### ○いじめの事実が明確になった場合

- ・いじめに関わった児童に対して、「いじめを受ける」「いじめを行う」「いじめをはやしたてる」「いじめを傍観する」の4つの立場の心理等に配慮しつつ、「いじめは許さない」ことを明確に指導し、日常的にいじめにつながる言動への指導を徹底していく。

- ・改めて事実の確認を適切に行い、いじめの事実の全容を確実に把握する。
- ・いじめを受けた児童へのケア、及び、いじめを行った児童への指導を徹底して実施するとともに、その結果や経過に応じて、当該保護者の協力のもと、指導方法・体制について改善を進める。
- ・保護者会による保護者への報告、教育委員会への報告を速やかに行う。
- ・関係者会議（校長、副校長、生活指導主任、教務主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、民生委員、子ども家庭支援センター、児童相談所、児童館、立川警察等）により関係者が連携して対応する。

#### ④ いじめ解消に向けて

- ・いじめを受けた児童及びその保護者への支援、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を、より一層徹底する。
- ・いじめを受けた児童の保護者の協力を得るとともに、福祉・心理の専門家の意見を参考に、児童が安心して学習できる環境をつくる。
- ・いじめの行為の中で「いじめをはやしたてる」「いじめを傍観する」の立場にあった児童への指導を充実させ、いじめを許さない学級に改善していく。
- ・いじめを行った児童への指導の過程において、必要に応じて、福祉・心理の専門家の意見を参考に、心のケアを図る。

#### ⑤ いじめ解消の判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの加害児童及びその保護者がいじめの事実を認め、学校が、学校又は第三者同席の上での被害児童及びその保護者に対する謝罪の場を設けるなど、加害児童からの心からの謝罪を引き出すことが肝要である。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が、少なくとも3か月以上止んでいる。  
いじめ被害が重大である場合などは、より長期間、いじめに係る行為が止んでいる状態を確認する必要がある。また、この期間は、加害及び被害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。いじめに係る行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ・いじめの被害児童が心身の苦痛を感じていない。  
児童及びその保護者が、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで、被害児童への支援を継続するため、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、いじめの加害児童及び被害児童について、保護者や関係機関と綿密な連携を

図り、心の問題の解消がなされるよう、日常的に注意深く観察、指導する。

⑥ 重大事態への対応

- ・いじめが重篤な事態に発展してしまった場合には、立川市教育委員会から指導・助言を受け、必要な支援を要請し、速やかな問題解決を目指す。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者と相談の上、必要に応じて、いじめを行った児童との隔離体制を整える。
- ・隔離体制を整え、必要な指導を行ったにもかかわらず、いじめ行為等の事態が改善されない場合は立川市教育委員会の方針に基づいて出席停止の措置を行う。
- ・いじめの行為が暴力行為や恐喝などの犯罪と認められる場合は、速やかに立川警察署生活安全課に相談し、連携して対応する。必要に応じて、警視庁少年サポートセンター等とも連携を図る。

⑦ その他

(※) 重大事態・・・1 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合）。」、2 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

いじめ防止対策推進法第28条

附則 この規程は、平成27年7月1日より施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和5年9月1日より施行する。